

2020年6月29日

日本スポーツ社会学会 会員各位

日本スポーツ社会学会事務局長
石坂友司

日本スポーツ社会学会 2019年度総会 第9号議案の審議停止と再審議について

6月27日より審議を開始した日本スポーツ社会学会 2019年度総会の採決にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、会員の方からのご指摘で、今回総会で提案した第9号議案「会則の改訂について【資料8】」に重大な瑕疵があることが判明しました。

以下の学生会員の種別に関する第5条について、2019年10月に行われた第5回理事会で修正審議された文言が反映されていませんでした。

1. 会則の改訂（総会の決議が必要）

現行	
(会員の種別) 第5条 会員の種別は次の通りとする。(中略)	
(3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。	
改訂案	
(正)	(誤)
(会員の種別) 第5条 会員の種別は次の通りとする。(中略)	(会員の種別) 第5条 会員の種別は次の通りとする。(中略)
(3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。 <u>なお、大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職にある者はこの種別の会員になることはできない。</u>	(3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。 <u>なお、大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職に一度でも就いた者はこの種別の会員になることはできない。</u>

該当箇所修正の趣旨は学生研究奨励賞の創設に絡み、選考による公平性を担保する観点から学生会員の定義を会則内で明確にしたものです。2019年9月に行われた第4回理事会で提案された文言（今回誤って提示された部分）に対して、雇用形態の多様化などによっていったん常勤職についても大学院に戻るケースが多くなっていること、社会人院生の増加などによって学生の形態が多様化していることなどから、第5回理事会で「大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職にある者はこの種別の会員になることはできない」（常勤職から離れていれば学生会員になれるという趣旨）と文言の修正を行いました。

なお、選考による公平性の担保の観点から、今回ご審議いただいている第12号議案の「学生研究奨励賞規程の改訂」において、学生研究奨励賞規程の第3条に「奨励賞の選考対象は学生会員（会則による）とする。ただし、一度でも正会員になったことのある者は対象外とする。2 各部門の奨励賞受賞経験者は、その部門の選考対象外とする。」という文言を付け加えています【資料8】。

また、報告事項の(3)編集委員会「スポーツ社会学研究」の発行に関する諸規程の改訂についても、同様に第5回理事会の修正事項が反映されておりませんでした。こちらは報告事項のため修正報告のみで対応させていただきます。

4-3. 編集委員会 「スポーツ社会学研究」の発行に関する諸規程

旧規程（2019年10月まで）	
II. 執筆要項 1. 使用する言語は日本語とします。 <u>（特別寄稿、特集論文については別途定めます）。</u> （中略）	
改訂案	
（正）	（誤）
II. 執筆要項 1. <u>投稿原稿に</u> 使用する言語は日本語とします。 <u>ただし、依頼原稿については、編集委員会の判断により、他言語の使用を認めることがあります。</u> （中略）	II. 執筆要項 1. 使用する言語は <u>原則として</u> 日本語とします。 （中略）

今総会の議長である会長と協議した結果、第9号議案の採決をいったん停止し、この議案のみ改めて期日を設けて再投票いただくこととし、理事会の了承を得ました。大変申し訳ありませんが、すでに投票を済ませていただいた方にも、改めて第9号議案のみの投票

を行っていただきます。

第9号議案の再審議と投票期間について：

7月4日（土）朝9時～7月10日（金）17時まで

第9号議案を除くすべての議案はこれまで通り、7月3日（金）17時で締め切ります。すでに投票いただいた方におかれましても、いったん第9号議案への投票は無効とさせていただきます、改めて投票いただきます。投票番号を処分された方は、総会投票確認のメールに番号が記載されていますので、そちらをご確認の上再投票をお願いいたします。

事務局の確認不足でご迷惑と重大な審議停滞を起こしておりますこと、誠に申し訳ありません。今後このような事態が生じないように、事前の資料確認の態勢を見直します。修正と再審議にご理解をいただけましたら幸いです。ご質問等ございましたら事務局までお知らせください。

事務局メールアドレス jsssjimukyoku@gmail.com

以上